

市立保育園自動体外式除細動器（A E D）賃貸借業務仕様書

1 件 名 市立保育園自動体外式除細動器（A E D）賃貸借業務

2 契約期間 契約日から令和13年5月31日まで

3 履行期間 令和8年6月1日から令和13年5月31日まで

4 納入期限 令和8年5月29日

5 履行場所 市内一円（別紙「対象施設一覧表」のとおり）

6 数 量 4台

7 賃貸借機器

①機器名：自動体外式除細動器（A E D）

②製造元：日本光電工業株式会社

③型番：A E D-3 1 0 0

④台数：4台

（1台当たりの内訳）

・A E D本体	1台
・バッテリーパック	1個
・使い捨て除細動パッド（ケーブル等含む）	1組
・キャリングバッグ	1個
・取扱説明書	1部
・A E D設置先記入シール	1枚
・レスキューキット	1セット

8 入札金額 契約期間全体（5年間）の金額を記入すること。（消費税及び地方消費税は除く。）

9 支払条件 入札金額を60ヶ月で除した額に消費税及び地方消費税（税率10%）を加えた額を月払い（後払い）で支払うものとする。

10 その他

- ① 履行期間開始日から使用できる状態とすること。
- ② A E D 本体、付属品及び消耗品は新品であること。
- ③ 初期及びリース期間内（5年間）の定期交換に係る設置、調整費、作業費及び機器、消耗品代を入札金額に含めること。
- ④ 契約満了時の返却、消耗品等の処分費用を入札金額に含めること。
（賃貸借契約満了後、落札者において当該賃貸物品の撤収を行うこと。）
- ⑤ 作業日程表を契約後1週間以内にこども課に提出すること。
- ⑥ 設置の際、取扱い説明を十分に行うとともに、別紙「納入確認表」に各園で確認印を受領しこども課に提出すること。
- ⑦ 設置、定期交換及び撤収にあたっては、園と日程調整を行い、園児の安全に十分配慮すること。